

☆医療ケアが必要な子供、支援を充実 18年度報酬改定で厚労省

日本経済新聞 2017/12/7

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO2438321007122017CR8000/>

＞ 厚生労働省は7日、障害福祉サービスの2018年度の報酬改定に向けた基本方針をまとめた。医療技術の進歩で出生時に救命できても人工呼吸器などが必要となる「医療的ケア児」が増えており、看護職員を手厚く配置している施設の報酬を増やすなど受け入れ態勢を整える。障害者の自立を支えるため、一人暮らしを支援する新たなサービスも創設する。

厚労省は同日の有識者会議に報酬改定に向けた基本方針を示した。障害福祉サービスは障害者総合支援法と児童福祉法に基づいて民間事業者などが提供し、原則1割負担で利用できる。事業者に支払う報酬を原則3年に1度、見直している。

基本方針では障害児が日常生活の基本動作などを学ぶために利用する施設で、看護職員を配置したり増やしたりした場合、施設に支払う報酬を増やす。病気の治療と日常生活の訓練を同時に行う「医療型障害児入所施設」では、保育士などを基準以上に配置していれば報酬を手厚くする。

障害者の自立を支える新たな仕組みも作る。障害者が一人暮らしを始めても、生活がうまくいかず施設に戻ってしまうケースは少なくない。そこで新サービス「自立生活援助」を創設。民間事業者などが一人暮らしの障害者を定期的に訪問し、日々の暮らしの相談にのる。

障害者の一般企業への就労促進も重要な課題だ。新たなサービスとして民間事業所の職員らが障害者の自宅や勤務先を定期的に訪問し、職場への定着を後押しする「就労定着支援」を始める。

このほか、長期間入院している精神障害者の地域移行を進める。地域の障害者グループホームが受け入れ時に個別支援を行うなどした場合、報酬を増やす方針だ。

厚労省は今後、障害福祉サービス全体の改定率を財務省と調整する。その上で、サービスごとの報酬を決める。

…などと伝えています。

*医療的ケア児支援で報酬増 障害福祉サービス事業

茨城新聞 2017年12月07日 (共同通信社)

http://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=CO2017120701001758.1.N.20171207T204718.xml&elem=z

＞ 厚生労働省は7日、障害福祉サービスを提供する事業所に支給する報酬について、来年度からの改定案をまとめた。医療的なケアが必要な子ども（医療的ケア児）の増加を背景に、受け入れ態勢を強化した事業所を評価する。

年内に決まる障害福祉サービス全体の報酬改定率を踏まえ、各サービスの具体的な報酬額の検討に入る。

医療的ケア児は、胃に穴を開けてチューブで栄養を摂取する「胃ろう」やたんの吸引、人工呼吸器の装着などが必要な子どもで、19歳以下で全国に約1万7千人いるとされる。医療技術の進歩で新生児救命率が高まったことが要因で、受け皿拡大や保護者の負担軽減が課題となっている。

…などと伝えています。

***＜障害福祉報酬改定＞共生型サービス支援へ 高齢化に対応**

(毎日新聞) - Yahoo!ニュース 12/7

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20171207-00000093-mai-soci>

＞ 厚生労働省は7日、障害福祉サービスの来年度報酬改定の基本方針をまとめ、検討会議に示した。障害者と高齢者がともに利用できる「共生型サービス」や、障害者の地域での1人暮らしを支援する「自立生活援助」への報酬を新設するなどして、多様な地域生活をサポートする。来年2月までに報酬単価など詳細を決定する。

来年度改定は、障害者の高齢化、重度化の進行への対応が大きな柱。

地域での生活を始めたり継続したりしやすくする支援への報酬を手厚くする。共生型サービスは、障害者が高齢になった際に介護事業所に移らず、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けられるようにするのが狙い。過疎地などで限られた福祉人材を活用するためにも、共生型の普及を図る。

日常的に人工呼吸器装着を伴うたんの吸引などが必要な「医療的ケア児」については、増加に対応して支援を強化する。看護職員を配置したり医療機関との連携を強化したりする障害児施設の報酬を加算し、細かなニーズに応える受け入れ態勢の整備を促す。

一方、通所施設での食事負担を軽減する措置については、障害者団体や与野党から反対が相次いだことを受け、今年度末で打ち切る方針を改めて、経過措置のあり方を検討するとした。今後、軽減幅の縮小などを含め議論する。

■障害福祉サービス報酬改定の主な内容

- ・「共生型サービス」「自立生活援助」の創設
- ・相談や緊急時対応、体験の機会確保、専門人材の養成などで地域生活支援拠点を強化
- ・重度の障害などで外出ができない障害児の自宅訪問支援サービスを新設
- ・就労系サービスの質確保のため基本報酬に労働時間や工賃などの実績を現行より反映させる

…などと伝えています

***厚労省、障害福祉サービスの報酬改定 負担軽減措置を来年4月以降も継続へ**

産経ニュース 2017.12.6

<http://www.sankei.com/life/news/171206/lif1712060003-n1.html>

＞ 厚生労働省は5日、平成30年度の障害福祉サービスの報酬改定で、低所得の障害者に食事を提供する通所施設への負担軽減措置を来年4月以降も継続する方向で調整に入った。当初は3月末で廃止する方針だったが、障害者団体や与野党から反対が相次いでいた。

障害福祉サービスの食費は18年の旧障害者自立支援法施行で原則として全額自己負担となった。しかし、激変緩和措置として通所施設を利用する低所得者は食材費のみを負担すると定められ、3年ごとに時限措置の延長を繰り返している。

現行制度では通所施設が低所得の障害者に食事を提供すれば、1回当たり約300円が人件費相当分として国から支払われる。

厚労省の推計によると、この軽減措置を廃止した場合、年約96億円の歳出が削減される一方、利用者の食費負担は月約6千円増え、約26万人が負担増となる。

このため、「多くの障害者が通所を断念する」といった強い反発が出ていた。厚労省は11月の有識者検討会で、「食費を全額負担している在宅の障害者との公平性を保つ必要がある」などとして、次の期限に当たる来年3月末での廃止を打ち出していた。

…などと伝えています。

△△第 16 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料 ← 1 2 / 7 開催

厚労省障害保健福祉部障害福祉課

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187128.html>

> 資料

(資料 1) 共生型サービスに係る報酬・基準について

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000187125.pdf>

(資料 2) その他検討事項について

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000187126.pdf>

(資料 3) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について (案)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000187127.pdf>

- >> 1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援 P 1 ～
2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上 (医療的ケア児への対応等) P 5 ～
3. 精神障害者の地域移行の推進 P 8 ～
4. 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し P 1 0 ～
5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と
効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し P 1 3 ～

> (3) 横断的事項 P 1 6 ～

② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討

当初は平成 21 年 3 月 31 日までの経過措置とされていたことを踏まえ、経過措置のあり方について検討する。なお、食事の栄養面に配慮する支援について、調査研究等を行った上で、次期報酬改定に向けて、そのあり方を検討する。

…などが掲載されています。

* これまでの同検討チームの議事録や資料などは下記を

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>